



奈市議第134号
平成25年2月20日

奈良市議会議長
土田敏朗様

総務委員長
松村和夫

総務委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、奈良市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 審査の結果 |
|---------|--------------------|--------------------|
| 議案第213号 | 奈良市長等政治倫理条例の制定について | 別紙のとおり修正可決すべきものと決定 |

(別紙)

議案第213号 奈良市長等政治倫理条例の制定についての修正案

奈良市長等政治倫理条例の制定についての一部を次のように修正する。

第6条を次のように改める。

(請負契約等の締結及び指定管理者の指定)

第6条 市は、第4条に規定する市長等の関連会社が請負契約等又は指定管理者の指定の申入れを辞退した場合にあっては、当該請負契約等の締結又は指定管理者の指定をしてはならない。ただし、災害等により緊急を要するとき、又は行政運営に著しい支障が生じるときは、この限りでない。

第7条の見出しを「(資産等報告書等の提出)」に改め、同条第1項中「第3項」を「次項」に改め、同項第1号中「地目、面積、取得の時期及び価額」を「面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨」に改め、同項第2号中「、面積、権利の種類、契約期日及び契約価額」を「及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨」に改め、同項第3号中「種類、構造、床面積、取得の時期及び価額」を「床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。)及び貯金(普通貯金を除く。) 預金及び貯金の額

第7条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項第7号を削り、同項第8号中「並びに美術工芸品及び貴金属」を「及び美術工芸品」に、「、数量、取得の時期及び価額」を「及び数量」に改め、同号を同項第6号とし、同項第9号中「及び口数」を削り、同号を同項第7号とし、同項第10号中「貸付金の明細、契約期日及び金額」を「貸付金の額」に改め、同号を同項第8号とし、同項第11号中「借入金の明細、契約期日及び金額」を「借入金の額」に改め、同号を同項第9号とし、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条中「市長等」を「市長」に、「4月1日」を「6月1日」に改める。

第9条を次のように改める。

(関連会社等報告書の提出)

第9条 市長は、毎年、4月1日において報酬(金銭による給付をいう。)を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。)の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月2日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間)に作成し、市長に提出しなければならない。

第10条中「作成」を「提出」に、「関連会社報告書」を「関連会社等報告書」に改める。

第11条中「市長等」を「市長」に改め、「証明書類」の次に「(以下「納税証明書等」という。)」を加える。

第12条の見出し中「審査」を「保存」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

資産等報告書等(第10条に規定する証明書類を含む。)及び納税証明書等は、市長において、これらを提出すべき期限又は期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、市長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書等及び納税証明書等の閲覧を請求することができる。

第12条第3項を削る。

第17条を第21条とする。

第16条第1項中「第14条」を「第18条」に改め、同条を第20条とし、第15条を第19条とし、第14条を第18条とし、同条の前に次の3条を加える。

(調査報告書の公表等)

第15条 市長は、審査会条例第6条第1項の規定により調査報告書の提出を受けたときは、その旨を速やかに公表するとともに、その内容を前条第1項

の規定による請求をした市民に通知しなければならない。

- 2 第12条の規定は、調査報告書について準用する。この場合において、同条第1項中「これらを提出すべき期限又は期間の末日」とあるのは、「調査報告書の提出を受けた日」と読み替えるものとする。

(市長等の協力義務)

第16条 市長等は、審査会条例第7条第1項の規定による求めがあったときは、資産に関する資料その他必要な資料を提出しなければならない。

- 2 市長等は、審査会条例第7条第2項の規定による求めがあったときは、審査会に出席し、意見を述べ、又は説明をしなければならない。

- 3 市長は、審査会条例第7条第3項の規定により審査会の求めに応じない者がある旨の報告を受けたときは、その内容を速やかに公表するものとする。

(市長等が講ずべき措置)

第17条 市長等は、自己に関する調査報告書において、資産等報告書等に事実と異なる記載がある旨又はその行為が政治倫理規準等に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、資産等報告書等の記載の訂正その他の政治倫理確立のために必要と認められる措置を講じるものとする。

第13条第1項中「市民」の次に「(議員を除く。以下同じ。)」を、「又は」の次に「市長が」を加え、同条第2項中「添付資料」を「前項に規定する添付資料」に、「審査会」を「奈良市政治倫理審査会条例(平成 年奈良市条例第 号。以下「審査会条例」という。)に基づき設置される奈良市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)」に改め、「及び審査」を削り、同条第3項を削り、同条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。

(期限の特例)

第13条 資産等報告書等及び納税証明書等の提出の期限又は期間の末日が奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限又は期間の末日とみなす。

附則第3項中「第13条」を「第14条」に改め、附則第4項中「第14条から第16条まで」を「第18条から第20条まで」に改め、附則第6項中「第3項」を「次項」に改め、附則第7項を削る。